

令和 4年 5月吉日

各 位

一般財団法人 全日本剣道道場連盟

事 務 局

第 56 回全国道場少年剣道大会における 『臨時売店』の出店について

拝啓 貴社ますますご繁栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当連盟事業にご協力頂きまして誠にありがとうございます。

さて、標記大会を 3 年ぶりに日本武道館で開催するにあたり、東京オリンピックを挟み、日本武道館も改修が行われました。それに伴い利用規程も改定が行われましたので、今回、標記大会での『臨時売店』の出店について下記のように取り決めさせていただきました。ご賛同頂ける業者様のみ、ご希望があればご申請して下さい。 敬具

記

- ① 日本武道館「臨時売店利用規定」(武道行事) 並びに全日本剣道道場連盟「全国道場少年剣道大会 売店設置運営要領」の内容について承諾の上出店すること。
- ② 日本武道館「臨時売店利用規定」(武道行事)の設置場所に応じた料金を日本武道館に納入かつ、大会プログラムに広告を半ページ以上(6万円～)の掲載をすること。又、室外テントにての出店の際はテントの設置、撤去代を全日本剣道道場連盟より請求する。(約5万円)
- ③ 売店スペース、設置場所については全日本剣道道場連盟が割り当てるので、必ずしも申請のとおり許可しない場合がある。尚、割り当てた設置場所について不服の申し立ては一切受け付けない。但しこの理由による出店辞退は割当場所通知日より5日以内に申し出ること。
- ④ 主催者は準備を含む出店期間中の事故、トラブルについては一切責任を負わない。各自保険等に加入して対策をすること。

以 上

第 56 回 全国道場少年剣道大会 臨時売店 出店要領

全日本剣道道場連盟

- 1 趣 旨 この要領は、日本武道館において全国道場少年剣道大会が開催される期間に設置される売店の取り扱いに関して、基本的な考え方を明示するとともに設置する売店等の管理及び運営について、必要な事項を定める。
- 2 目 的 大会の参加者及び一般観覧者等に便宜を図り、あわせて広く大会の記念品等を紹介することを目的として、日本武道館敷地内の設置許可区域内に売店を設置する。
- 3 施設使用許可 全日本剣道道場連盟は売店設置に関しての使用許可を日本武道館に申請し、許可を受けるものとする。
- 4 出店申請 出店希望者は出店申請書を 2022 年 6 月 20 日までに提出するものとする。
- 5 出店資格 全日本剣道道場連盟が次のいずれかに該当するものの中から出店者を選定する
 - (1) 本「出店要領」並びに日本武道館「臨時売店利用規定」(武道行事)の内容を承諾のうえ出店を希望するもの。
 - (2) 営業経験・実績が豊富で信頼できること。
 - (3) その他、全日本剣道道場連盟が特に認めるもの。
- 6 出店許可 全日本剣道道場連盟は申請内容を審査し、適当であると認めた業者について、出店許可を認め日本武道館に申請するものとする。

なお、売店スペース、設置場所については大会運営上等の事情により、必ずしも申請のとおり許可しない場合がある。尚、割り当てた設置場所についての不服の申し立ては受け付けない。但しこの理由による出店辞退は割当場所通知日より 5 日以内に申し出ること。
- 7 経費負担 出店者は日本武道館「臨時売店利用規定」(武道行事)の設置場所に応じた料金を日本武道館に納入かつ、大会プログラムに広告を半ページ以上(6万円～)の掲載をすること。又、室外テントにての出店の際はテントの設置、撤去代を全日本剣道道場連盟より請求する。(約5万円)

- 8 出店場所 出店の場所は全日本剣道道場連盟の指定した場所とし、物品の搬出入等の時間・経路については担当者と連絡を密に行い、競技運営に支障のないようにする。
- 9 取扱い物品 販売品は日本武道館「臨時売店利用規定」（武道行事）に準じ、大会にふさわしいものとする。
- 10 遵守事項 出店者及び従業員は、出店にあたり、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 主催者及び施設管理者の指示に従い、良識ある売店等の管理運営を行うとともに、販売品の搬出入は大会運営に支障のないように速やかに行うこと。
 - (2) 拡声器・音響機類は使用しないこと。
 - (3) 販売に伴う廃棄物は各自責任をもって持ち帰り処分すること。
 - (4) 電源を必要とする場合は設営業者に相談の上、料金とともに責任を持って使用すること。
 - (5) その他、大会の趣旨を考慮し、信義に従い誠実に実行すること。
 - (6) 天候の悪化等の事情により全日本剣道道場連盟がやむを得ず、危険回避のために撤去命令を出した場合には、その指示に従うこと。
 - (7) 天災等により発生した損害についての補償請求を一切行わないこと。
 - (8) 出店期間は大会開催中期間とし、期間中の途中開店及び途中閉店を認めない。ただし悪天候やその他やむを得ない事情の場合はこの限りではない。
- 11 禁止事項 売店においては、次の事項を禁止する。
- (1) 出店の権利を第三者に譲渡・転貸すること。
 - (2) 指定された売店以外での立売り、及び呼び込み販売をすること。
 - (3) 危険物を販売すること。
 - (4) 商品を不当な価格で販売すること。
- 12 許可の取消 全日本剣道道場連盟は、出店者が次の各号の一つに該当するときは出店許可を取り消すものとする。
- (1) 関係法令及び本要項等に違反したとき。
 - (2) その他全日本剣道道場連盟及び施設管理者が不相当と認めるとき。
- 13 損害賠償 出店者が、施設等に損害を加えたときは施設管理者と協議の上、賠償の責任を負うものとする。又、全日本剣道道場連盟は準備を含む出店期間中の事故、トラブルについては一切責任を負わない。各自保険等に加入して対策をすること。

- 14 原状回復 出店者は大会終了後、速やかに搬出しなければならない。また、施設等に損害を与えたときは速やかに原状に回復し、施設管理者の検査を受けなくてはならない。
- 15 臨時売店における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について
- (1) 販売員に検温票の提出を求め、連絡先を名簿管理する。
 - (2) 販売員は必ずマスクを着用し、可能であればフェイスシールド、ビニールパーテーションなどの飛沫防止対策を行う。
 - (3) 店舗ごとに消毒液を持参し、販売員および購入客双方の商品、現金受け渡し時の衛生管理を徹底する。
 - (4) 販売ブース内で販売員または購入客が密にならないよう、テント内または購入待機者の感染対策を、出店業者の責任のもと整理する。また、大会運営本部の指示に従う。
 - (5) 接客対応する時は、必ずマスクを着用する。ただし、熱中症などのリスクを避けるため、接客がない時間にマスクの中に空気を送るなど、体調管理を充分に行う。
 - (6) 水分補給、昼食を取った場合は、手洗いおよび手指の消毒を充分に行う。

■接触感染の防止（共有物の消毒等）

- (7) 各店舗に来場客が自由に使える手指消毒液を設置する。
- (8) 来店した者が触れる可能性のある商品・場所については、定期的に清拭消毒をする。販売用に陳列する製品も可能な限り清拭する。難しい場合は見本用の製品と販売用の製品を区別する等の対策をする。
- (9) 金銭のやり取りにはコイントレーを利用するなど、直接手渡しすることは避ける。
- (10) その他、出店業者の責任のもと必要に応じた感染対策を行い、当日は大会運営本部、および日本武道館職員の指示に従う。

以上

臨時売店利用規程（武道行事）

臨時売店利用規程（武道行事）

（目的）

第1条 公益財団法人日本武道館（以下「本財団」という。）が臨時に利用に供する売店場所のうち、次に掲げるものの利用に関しては、この規程の定めるところによる。

- (1) 常設売店場所 No.1 からNo.8 まで
- (2) 臨時売店場所 北西階段前テント・中道場棟前テント

2 本財団は、前項の売店場所の利用に付帯して必要な備品を、利用に供することができる。

（利用の条件）

第2条 本財団の売店場所を利用する者（以下「利用者」という。）は、誠実に本規程に従わなければならない。

2 利用者は、売店場所の利用に関するすべての責任を負わなければならない（事前の準備及び終了後における撤収を含む。）。

（利用の期間及び時間）

第3条 本財団の売店場所を利用に供する期間及び時間は、原則として、次のとおりとする。

- (1) 利用期間 1月5日から12月27日まで
- (2) 利用時間 午前9時から午後7時まで

（利用の申し込み方法）

第4条 利用者は、利用の申込にあたって、別記様式第1号による臨時売店利用申込書に必要事項を記入の上、原則として利用予定日の14日前までに、本財団に届出のものとする。電話等による口頭の申し込み、又は代行等による申し込みには一切応じない。

2 武道行事施設設備利用規程に基づき、本財団の施設を利用する者（以下「主催者」という。）以外の利用者は、原則として、主催者の承認を得なければならない。

（利用の許可）

第5条 本財団は、第4条の申し込みを受理した後、申請内容を検討の上、利用者に対して利用の許可を与える。

（利用料金）

第6条 利用者は、利用の許可があったときは、利用予定日の7日前までに、定められた利用料金を納入するものとする。ただし、主催者が施設利用の日に利用する場合であって、施設利用の付帯施設設備利用料金とあわせて納入する場合は、この限りではない。

2 利用料金の額は、別表第1臨時売店利用料金表（武道行事）に定めるとおりとする。

(利用料金の不還付)

第7条 既納の利用料金は、原則として還付しない。ただし、非常災害、その他の事由により利用予定日の利用が不可能になったときは、この限りではない。

(利用の許可基準)

第8条 本財団は、利用者が次の各号に該当する場合は、利用を許可しない。

- (1) 主催者以外の利用者で、主催者の承認を得ていない者
- (2) 理由なく所定の期日までに利用料金を納入しない者
- (3) 管理上支障があると認められる者
- (4) その他本財団が不適當であると認めた者

(売店場所)

第9条 売店場所は、別表第2に定めるとおりとする。

2 売店場所が競合するときは、本財団の調整によるものとする。

(販売品目の制限)

第10条 販売品目は、催物の内容にふさわしい物品に限るものとする。

2 原則として、本財団売店契約者の販売品目については、販売及び配布できない。ただし、主催者が販売する場合において飲食物をのぞき、当該催物に直接関係のある物品については、この限りではない。

(利用上の禁止事項)

第11条 利用者は、次の各号に該当する行為を行ってはならない。

- (1) 危険物の持込み
- (2) 許可を受けた場所以外での販売及び宣伝行為
- (3) 許可を受けた品目以外の販売
- (4) 売店場所における喫煙・飲酒・火気の使用
- (5) 売店場所内外の破損・汚損
- (6) 本財団の施設・設備の変更
- (7) 利用時間の延長
- (8) 指定時間・場所以外からの物品の搬入・搬出
- (9) 敷地内の駐車

2 前項第7号、第8号及び第9号については、あらかじめ本財団が許可したものについては、この限りではない。

(許可の取消し、利用の中止及び再利用の禁止)

第12条 利用者が次の各号に該当する場合は、許可の取消し、利用の中止及び再利用の禁止を命ずることができる。

- (1) 臨時売店利用申込書に虚偽の記載事項があったとき
- (2) 利用中に重大な事故を起こしたとき
- (3) 第10条に違反し、又は、第11条第1項の行為を行ったとき
- (4) その他本財団の指示に従わないとき

(警戒宣言発令時における利用の中断及び中止)

第13条 大規模地震対策特別措置法（昭和53年12月14日に施行）等による警戒宣言が発令された場合には、利用者は直ちに販売を一時中断又は中止しなければならない。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、利用が終了したときは、本財団が貸与した備品類を整理し、売店場所を原状に回復しなければならない。

2 第12条により利用の中止を命じられたときも同様とする。

(利用権の譲渡及び転貸の禁止)

第15条 利用者は、理由のいかんにかかわらず、本財団から利用許可を受けた売店場所の全部又は一部について、利用権の譲渡・共同経営・転貸、その他名義のいかんにかかわらず、第三者をしてこれを利用させてはならない。

(本財団の非賠償責任)

第16条 第12条及び第13条の規程により利用の許可を取消され、利用の中止及び再利用の禁止を命じられた場合において、利用者がこれにより損害を受けても、本財団はその損害を賠償する責任を負わない。

2 利用予定日以外に非常災害が起こり、本財団の施設設備が破損し、利用予定日の利用が不可能な事態が生じた場合において、利用者がこれにより損害を受けても、本財団はその損害を賠償する責任を負わない。

(利用者の損害賠償責任)

第17条 利用者は、利用者又はその代理人、使用人、その他の関係者の故意又は過失によって本財団及び主催者の施設設備及び器物を破損・汚損又は滅失し、その他本財団又は他の利用者若しくは第三者に損害を与えたときは、これを賠償する責任を負わなければならない。

(指導)

第18条 本財団は、売店業者の適正を期するため、利用者に対し売店場所の業態、取扱品目、販売従事者の状態及び販売価格等、販売業務全般に関して必要な指導をすることができる。

(見本品の提出)

第19条 利用者は、販売品目について、本財団からの指示があったときは、見本品を提出しなければならない。

(補則)

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

この規程は、平成12年5月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

別表 第1

臨時売店利用料金表（武道行事）

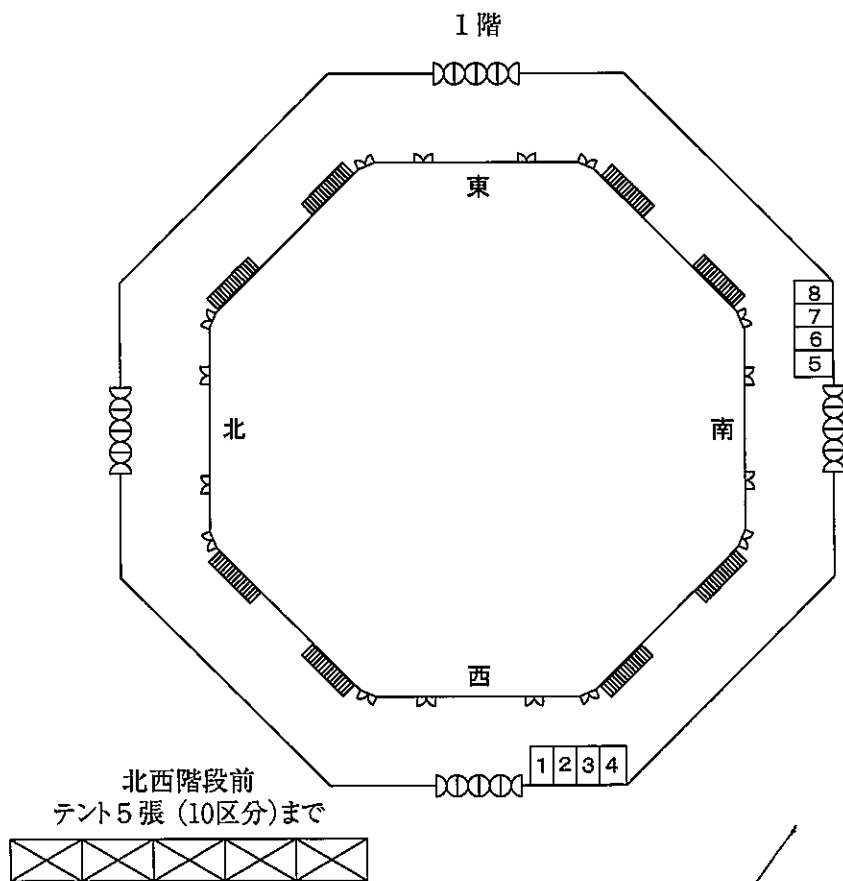
種 別 場 所	常設売店場所	臨時売店場所
	No. 1～8	北西階段前テント 中道場棟前テント
主催者	25,000円	25,000円
主催者以外の者	30,000円	30,000円

【備考】

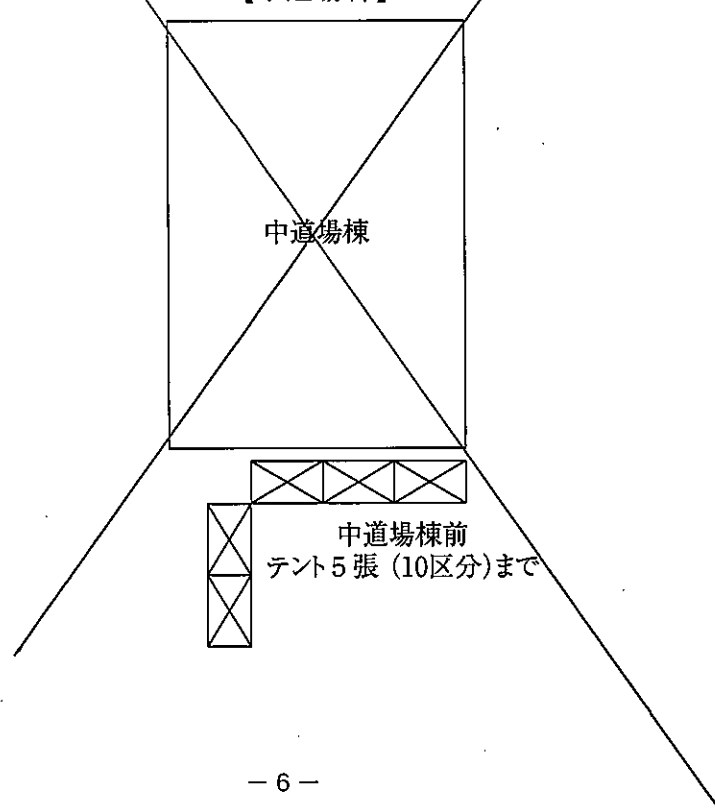
- * 表記の金額は、常設売店場所については1箇所、臨時売店場所についてはテント1張2区分のうち、1区分の利用料金となります。
- * 主催者が、プログラム等を販売する場合、常設売店場所1箇所が無料となります。
- * 臨時売店場所でのテント販売は、主催者が所定の手続き（禁止行為解除申請）をした後、許可となります。この場合、主催者は、主催者以外の利用者が出店する場合であっても、売店場所の利用に関するすべての責任を負うものとします。設置場所は北西階段前及び中道場棟前とし、各々5張まで設営できます。また、（テント1張内は2区分とし）長卓を設置しない場合は、1区分のスペースを目安に料金を徴収します。
なお、テント設営及び長卓設置等については、主催者が本財団指定の設営業者に直接依頼をし、料金の支払いをしてください。
- * 電源を使用する場合は、利用申込書に用途及び消費電力を記入してください。
- * 上記利用料金に消費税がかかります。

別表 第2

【本館】



【中道場棟】

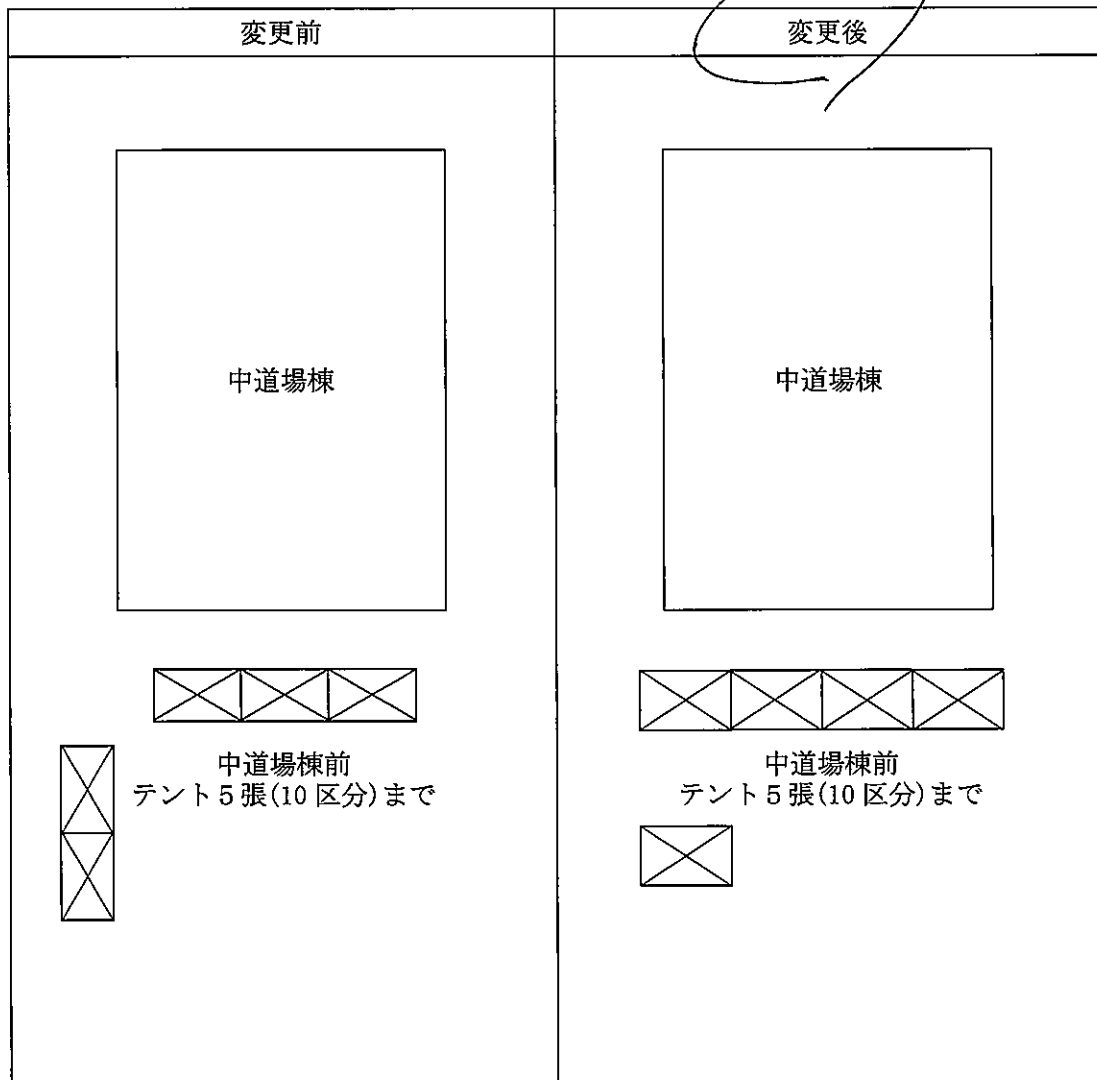


令和2年9月25日

中道場棟前テント出店場所の一部変更について

下記の通り、一部変更がございますのでご確認ください。

記



以上

臨時売店利用申込書（武道行事）

令和 年 月 日

公益財団法人 日本武道館 殿

申込者	住 所
出店確認 主催者	団 体 名 氏 名

日本武道館臨時売店利用規程（武道行事）を厳守することを誓約のうえ、下記のとおり利用したいので申込みます。

記

行 事 名			
利 用 日	令和 年 月 日 ~ 月 日 (日間)		
販 売 場 所	常設売店	西：□1 □2 □3 □4 南：□5 □6 □7 □8	
	臨時売店	□北西階段前テント： 区分 □中道場棟前テント： 区分 □長卓を使用する（ 卓） □長卓を使用しない	
電 源	□使用する（用途： 消費電力： KVA） □使用しない		

【利用料金】

常設売店	□主催者@25,000円 □主催者以外@30,000円×	箇所×	日 = 円
臨時売店	□主催者@25,000円 □主催者以外@30,000円×	区分×	日 = 円
			小 計 _____円
			消費税 _____円
			合 計 _____円
[年 月 日入金]			

【販売品目】

	品 目	価 格 (円)	品 目	価 格 (円)
販売品目 書ききれない場合は別紙添付				
無償配布	□有（品目： _____） □無			

<備考>主催者の署名・押印がない申込みは無効。武道大会に適さない物品の販売不可。

以上